

## 大学コンソーシアムえひめ運営委員会規程

〔平成20年 2月28日  
制 定〕

### (趣旨)

第1条 この規程は、大学コンソーシアムえひめ規約第7条第2項の規定に基づき、大学コンソーシアムえひめ運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) コンソーシアムの事業の計画に関する事項
- (2) コンソーシアムの事業の円滑な実施に関する事項
- (3) その他コンソーシアムの運営に必要と認められる事項

### (組織等)

第3条 運営委員会は、コンソーシアムの構成大学から選出された教員各1人及び大学コンソーシアムえひめ規約別表の設置法人（以下「設置法人」という。）から選出された事務職員各1人をもって構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。ただし、同一の設置法人から選出することができない。
- 3 委員長及び副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 補欠による委員長及び副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

### (議事)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 運営委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

(事務)

第8条 運営委員会の事務は、コンソーシアムの事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成20年 2月28日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第1項の委員の任期は、同条第2号の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。